

第7回橋本市自治基本条例策定委員会 会議録

会議名	第7回橋本市自治基本条例策定委員会						
日時	平成30年2月14日(水) 午後1時30分～午後5時						
場所	橋本市教育文化会館3階第1研修室						
出席者	委員 (敬称略)	堀内 秀雄 前田 陽一郎 遠藤 和美 森川 嘉久 土田 淳子 岸田 昌章	乾 幸八 平家 利也 山本 光子 小林 俊治 東 美樹 大山 善久	堀江 佳史 田村 亜美 戸島 浩子 隅田 秀浩 柴田 香織			
		【出席委員：17名】					
欠席者	委員 (敬称略)	西川 一弘	森田 知世子	野村 昌子			
		【欠席委員：3名】					
次第	1. 開会 2. 議事 <ul style="list-style-type: none"> (1) まちづくりシンポジウム 開催結果報告 (2) 意見募集 意見の概要と回答案について (3) 素案及び報告書案について <ul style="list-style-type: none"> ・答申日時：平成30年3月28日(水)午後1時30分～(予定) ・報告書に掲載する委員コメント・メッセージについて (4) 地域運営組織について (5) その他 <ul style="list-style-type: none"> ・事前課題の提出 3. 閉会						
資料	資料1 まちづくりシンポジウム アンケート結果 資料2 まちづくりシンポジウム ワークシート 資料3 中間素案に係る意見の概要と回答案 資料4 (仮称)橋本市の自治と協働をはぐくむ条例 (中間素案・意見募集時時点) 資料5 報告書案 資料6 報告書に掲載する委員コメント・メッセージについて						

《次回策定委員会日程について》

- 第8回策定委員会 平成30年3月14日(水) 午後1時30分～
- 答申 平成30年3月28日(水) 午後1時30分～(予定)

1.開会

(傍聴者 2人)

2. 議事

(1) まちづくりシンポジウム 開催結果報告 (資料 1,2)

事務局より、策定委員会が主体となって行ったまちづくりシンポジウムの開催結果を報告。参加人数は 111 名 (策定委員を含む)。

資料 1,2 の中で、主に中間素案に対して具体的に意見・提案をいただいたところを取り上げた。資料 2 からもわかるように、「第 5 章 地域づくり」に対する参加者の関心が非常に高かった。

(2) 意見募集 意見の概要と回答案について (資料 3,4)

資料 3 中間素案に係る意見の概要と回答案に対して、ひとつずつ意見を見ながら回答案について議論した。不一致点は三役預かりとし、次回策定委員会までに示すこととなった。

《各意見への回答案に対する委員意見》

●意見 1

- ・「この条例のレベルをどうするか」 +マニュアルの回答でわかりやすく。
- ・中学卒業生が理解できるレベルとするか？
- ・高校生レベルとするか？
- ・「レベル」の基準は人によって違う。
- ・レベルとは何を指すかが問題。

●意見 2

- ・回答に「伝道者」という表現は使わない方がよいのでは。
- ・「みんなでやる」ということが伝わる表現にした方がよい。
- ・既存組織や地域運営組織を核としてやるべきで、新規組織は不要。
- ・名張市は地域運営組織の担当者がいたので、そのことを指すのでは。
- ・必要かどうかの回答を書くべき。

- ・行政のことなので、市に委ねる回答の方がよい。

●意見 4

- ・「自分のことは自分で～」の表現は、突き放したような、冷たいマイナス表現に見えてしまうので、「みんなで力を合わせて」でよいのでは。
- ・「はぐくむ」は愛情がないと成り立たない。条例にも橋本市にも愛情を。

●意見 5

- ・市民と行政が力を合わせて元気なまちをつくろうという趣旨なので、あえて「です・ます調」であることを明記する。
- ・「誰が読んでも」はなくてよいのでは。
- ・意見 1への回答と意見 5の回答は整合性が取れるようにすべき。
- ・「誰が読んでもわかる」くらいの気持ちで作って、具体的なレベルを明記しない方がよいのでは。
- ・理解度は人それぞれ。使用する漢字を中学卒業レベルにする等の工夫は可能。

●意見 6

- ・「市民が自分たちのまちをよくしたいという気持ちをバックアップするための条例」と前向きな表現に変えた方がよいのでは。自由な発想をいかせるような表現に。

●意見 7

- ・「ご提案いただきありがとうございます」はなくてよいのでは。統一したほうがよい。
- ・回答欄はコンパクト化すること。
- ・はじめとおわりを丁寧にするだけでよい。

●意見 8,9

- ・箇条書きできるところは箇条書きにする。
- ・ストレートに書けるところはストレートに回答する。
- ・絵に描いた餅にならないようにしたいので、そのために策定委員会として参画しに来たという趣旨を入れてほしい。
- ・表現は検討するとして、条例の改廃等の趣旨を書いてはどうか。
- ・少子高齢化等の背景がマイナスに見えてしまうということであれば、「少子高齢化への挑戦」という表現も可能ではないか。

●意見 10

- ・答えられるところは答えるようにする。
- ・「参考にします」という表現はない方がよいのでは。
- ・「財政の自立した地域社会」では意味が通らなくなる。

●意見 11

- ・資料集として検討してはどうか。

●意見 13,14,15,16

- ・第4段落を詳細に書くかどうか。
- ・概ねこのとおりの回答でよい。
- ・意見13～16も正しいといえるので、表現に配慮する必要がある。
- ・意見13～16のように、定義を限定してしまう方が無難ではないか。
- ・第5段落を消しても良いのでは。
- ・策定委員会としてはかなり議論をしたところなので、回答案は「こういった趣旨で考えています」という結びでよいのでは。
- ・第5段落で、自主的、強く豊かにするために自治基本条例があるという表現にしてもよいのでは。

●意見 17

- ・住み慣れていない人はどうなるのか。
- ・「住み続けたい」という表現はどうか。
- ・「住み慣れた」でもよいのでは。
- ・意見に対する回答に関しては、概ねこのとおりの回答でよい。

●意見 18,19

- ・「郷土を愛し」は策定委員会の考え方からずれるのではないか

●意見 20

- ・回答案にある、「地域別計画の策定などについても行っていただきたい」の表現を変えた方がよいのでは。
- ・理念＝「目標」「方向性」
- ・細かいところや行政がやるところは、策定委員会で回答しづらい。
- ・策定委員会として丁寧に対応するが、具体的な対応はできないと思う。

●意見 22,23

- ・回答案は、「ご意見を採用させていただきます」という表現の工夫をしてもよいの

は。

●意見 24,25

- ・「議会基本条例を参考にしています」というところは、「尊重しています」という表現の方がよいのでは。
- ・議会基本条例と齟齬がないことが読み取れる表現にしてほしい。

●意見 30

- ・障がい者のことを考えた方がよい。

●意見 32

- ・回答案に少し表現に手を加えてもよいのでは。
- ・個別条例のことになると思うので、「以後の条例によって～」という書き方でもよいのでは。
- ・別条例のくだりを書きながらもソフトにした表現がよい。

●意見 33

- ・区や自治会でうまくいっているところもたくさんあるので、まずは今あるものを活性化させることが必要。
- ・長い目で見た方向性と現状（できている区とそうでない区）をふまえた回答にしてほしい。
- ・地域格差等もふまえて、地域の実情を見ながら地域にあったものを作っていくために～という表現にしてはどうか。
- ・今頑張っているところも、これからのことを考えるとしんどいところもあるので、そのためにもよい地域運営組織を。
- ・本条例制定後、策定委員会ではなく別の委員会を設置し、議論する必要があるので
- は。
- ・地域運営組織は区や自治会を盛り上げていける組織としてあるのでは。
- ・区をやりながら、更に負担が増えるのでは難しい。
- ・地域運営組織は、「現状の負担を減らすためにつくる組織」「更に負担を増やさないようにするため」という趣旨の回答が必要では。
- ・ある特定の人に過度にかかっている負担を減らすきっかけづくりを。
- ・今あるものを生かしながら、みんなで協働、分担、分業して、ちょっとしたことをみんなで分担できるように、みんなを巻き込める仕組み作りを。
- ・意見 33 への回答案は、委員が代替案を考える。

●意見 37,38

- ・市民と議会の関係は今までとおりである。
- ・元々市民と議会には上も下もないでこれからも上下関係はない。
- ・地方自治法上もそうなっていない、議会基本条例でもそうなっていないと明記するように。

●意見 39

- ・議会基本条例を否定する意見ではないか。

●意見 41

- ・権力の二重構造として、地域運営組織で権力が生まれてしまわないように注意しなければならないのでは。
- ・そもそも法律用語としての「権力」（予算や人事など）を地域運営組織が持てるはずがない。
- ・権力の二重構造ではないとしっかり書くこと。
- ・ヨコとタテで力を合わせて、議会とも協力していきたい。

●意見 43

- ・「地方自治法の中で、範囲で行っている」と明記した方がよいのでは。

●意見 52

- ・理念条例が作られれば、それに沿って具体的な条例が作られるのが普通。
- ・尊重して進めてもらえばそれでよいので、「優位性を～」という文章はなくてもよいのでは。
- ・予算、議決権は議会にある。

(3) 素案及び報告書案について（資料 5,6）

《答申日時》

平成 30 年 3 月 28 日（水）午後 1：30～を予定。
委員会を開催するわけではないが、「みんなで作った」というプロセスを大切にするためにも、出来るだけ多くの委員に参加してもらいたい。
また、資料 5 のように、答申の際の報告書を検討中。第 7 回策定委員会時には構成のみの段階だが、中間素案を最終素案に向けて修正する作業や、各条文の趣旨や考え方を

書く作業などを行い、第8回策定委員会時には報告書の内容を確定させる必要がある。

《報告書に掲載する委員コメント・メッセージについて》

市への答申（報告書）に、委員からのコメント・メッセージを掲載することとなった。策定委員会としての報告だけでなく、ひとりひとりがどんな想いで関わったのかを掲載し、条例への想いを市、市民の方に広く知っていただくことを目的とする。

記載する内容は、（仮称）橋本市の自治と協働をはぐくむ条例への想い、条例策定に関わって学んだこと、市や市民へのメッセージなどとし、少しでも多くの方に読んでいただきやすいように、少し短めのコメントとしてひとり100字以内を目処にする。

（4）地域運営組織について

報告書に各条文の趣旨や考え方を記載した方が理解していただきやすくなると思う。第10条 地域運営組織についても、読んだ人がある一定のイメージが湧くようにする必要があるので、策定委員会としてどんなものを想定しているか、報告書に参考意見として記載する方が良いのではないか。そのためにも、次回策定委員会で地域運営組織に関する意見（どんな地域運営組織であってほしいか等）を話し合ってはどうかという提案が事務局からあった。

- ・あえて報告書に記載する必要があるか。地域運営組織に関することが目立ちすぎてしまうのではないかと心配している。
- ・自分の地域では、地域の役員のなり手がない。そういった共通認識もあるとよい。
- ・策定委員会として、地域運営組織に関する共通のイメージはあるとよいと思う。ただ、相対的で柔軟的な地域運営組織でもよいのかなとも思う。たとえば、区と同じでもよいし、その範囲を広げてもよいし、当該地域の人に主体的に考えてもらっては。条例で押し付けるようなものではないと思う。
- ・区や自治会との関係が重要。在り方はそれぞれ。だが、何のベースもなく考えるのは難しいということも事実。
- ・たとえば、ベッドタウンのような地域に転居してきて、その地域や橋本市自体にあまり馴染みがないような人たちも馴染めるようなものになるとよいと思う。
- ・今地域で頑張ってくれている人が納得できる形にする必要がある。
- ・区や自治会=地域運営組織というものでもないと思う。もちろん、現段階ではイコールになる可能性もあるが…。
- ・新興住宅地として年数は経過しているが、区長会に入っていないとか、組織として確立できていないとか、そういったところがあるのではないかと気になる。そういった

ところがあるからこそ、なかなか一斉にできるようなものにはならないのでは。

- ・転居してきて、昔からの付き合いやしきたりに入していくのは難しい。助け合いながら馴染んでいく必要がある。
- ・孤立してしまう人ができないよう配慮すべき。
- ・基本的には区のことを考えるべき。
- ・区へおろして話をしていく必要があるのでは。
- ・地域で実践的にやっているグループなどがあるのであれば、そこを中心にアプローチをかけ、丁寧にやっていくべき。
- ・条例ができてから、その後どうしていくのかが大切。
- ・もっと中味を考えて慎重に議論してほしい。
- ・市民の理解もまだ得られていないのではないかと思うので、この策定委員会で行うにしろ、地域運営組織の別の委員会を作るにしろ、地域運営組織の議論自体はもう少し行うべき。
- ・「たすけ愛はしもと」と関係してくるのでは。
- ・橋本市全体がアップしていくような仕組み作りが必要。
- ・策定委員会として地域運営組織に関する議論はミッションではないと思うので、参考資料として意見を入れた方がよいのでは。
- ・報告書本体に入れ込むには、議論を煮詰められるのか不安がある。
- ・プロセスを大切にするべき。
- ・策定委員会の回数が足りないのでは。
- ・このままでは、条例が出来て終わりになってしまい、地域運営組織は立ち上がらないのでは。
- ・策定委員会としては、自治基本条例の条例素案を作ることが仕事なので、この条例を作ったから地域運営組織が立ち上がるというものではなく、また別の機会に議論をしてもらって立ち上げに向けて進めていくということなのでは。
- ・理念条例なので、この条例で詳細を決めて盛り込むのは難しいと思う。
- ・次の策定委員会で、地域運営組織に関する意見を報告書本体へ盛り込むのか、参考資料とするのかなども話し合うとよいと思う。

●第10条（地域運営組織）の条項を入れるにあたって想定すべきこと、論点

- ①第10条 第1項「一定のまとまりのある地域」とはどんな地域を指すか。
- ②第10条 第2項 関係機関と、何を連携するのか。
- ③第10条 第3項「地域の特性等をいかした多様なまちづくり」とはどんなまちづくりのことを指すか。

次回策定委員会で上記三点を整理することとなった。また、地域運営組織に対する意

見をどう取り扱うかについても検討することとなった。

(5) その他

《事前課題の提出》

第7回策定委員会前に各委員に送付した、事前課題を回収した。

事前課題の内容は、下記のとおり。

- ・シンポジウム（1月13日）の感想
- ・シンポジウム、アンケート結果、各班ワークシートを通して現在の中間素案を変更・修正したい箇所
- ・中間素案への意見募集でいただいた意見に対する委員の考え方

《今後の予定》

平成30年3月14日（水）13:30～ 第8回策定委員会

平成30年3月28日（水）13:30～ 答申

以上

【會議錄署名欄】

委員長

王國內

【會議錄署名欄】

委員

戶島 浩子

【會議錄署名欄】

委員

土田淳子